（証券コード8118）
平成27年６月10日

株　主　各　位

京都市下京区東塩小路高倉町２番の１
株式会社　キング
取締役社長　山　田　幸　雄

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪府吹田市豊津町１番７号　当社大阪店　10階ホール
３．会議の目的事項

報告事項
１．第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.king-group.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策等を背景に、企業収益や雇用環境に改善の動きが見られ、緩やかな回復基調で推移いたしましたが、消費税増税による個人消費の低迷が長期化しており、景気は依然として先行き不透明な状況で推移しております。

アパレル業界におきましても、消費マインドの本格的な回復には至らず、天候不順の影響もあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと当社グループは、ファッションビジネスに不可欠な「科学」と「感性」のバランスを時代に合わせて見つめ直し、「強いものづくり」という揺るがない基軸のもと、マーケットでの独自性や複雑性を徹底追求し、高品質・高感度な商品作りに引き続き注力すると共に、生産性の向上や経費の節減に努めてまいりました。

その結果、売上高は127億69百万円（前期比5.4％減少）、営業利益は10億43百万円（前期比16.0％減少）、経常利益は13億47百万円（前期比14.2％減少）となり、当期純利益は７億80百万円（前期比14.7％減少）となりました。

事業セグメント別の状況は以下のとおりであります。

ア　パ　レ　ル　事　業

「強い商品力」がアパレル事業の大前提であるという認識を基に、企画部門は高品質・高感度な「ものづくり」を目指して、ブランドコンセプトの明確化と差別化を徹底し、クリエーション力・マーチャンダイジング力を強化して、更なる独自性と複雑性を追求すべく取り組みました。

営業部門は、より一層の営業生産性向上を目指し、既存店舗におきましては店舗運営力の内容充実に取り組み、一方で人材、能力を重視したショップ開発を強化して、売上拡大を推進してまいりました。また、店舗演出力や運営力の向上に努めると同時に、「店舗経営サポート室」を発足させ、パートナーショップの経営支援体制を整備いたしました。

加えて、新たなブランドビジネスの可能性を求め、新しいブランドの導入準備を進めております。

しかしながら、当連結会計年度は消費税増税後の反動や天候不順の影響等により、売上高は116億61百万円（前期比4.3％減少）、営業利益は10億63百万円（前期比16.3％減少）となりました。

テ　キ　ス　タ　イ　ル　事　業

自己完結型ビジネススタイルを堅持しながらも組織としての方針や方向性を従来以上に明確化し、次世代育成も含めた継続性のある組織体制構築に取り組みました。

また、「ヴィンテージコレクション」を中心とした意匠力の再整備や、素材・加工方法の開発推進による提案力の向上、そしてビジネス全般における対応力強化を推進して、企画提案型テキスタイルコンバーターとしての機能充実と新たな可能性追求に努めました。

しかしながら、アパレル各社の生産調整の影響等により、売上高は11億７百万円（前期比15.1％減少）、営業利益は58百万円（前期比1.9％増加）となりました。

（企業集団の事業セグメント別売上高）

区　分	第 67 期 平成25年４月～平成26年３月		第 68 期 （当連結会計年度） 平成26年４月～平成27年３月		前期比 増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
ア　パ　レ　ル	12,190 百万円	90.3 %	11,661 百万円	91.3 %	△4.3 %
テ キ ス タ イ ル	1,305	9.7	1,107	8.7	△15.1
合　　計	13,496	100.0	12,769	100.0	△5.4

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は３億82百万円で、主にアパレル部門における専門店・百貨店の店頭内装設備の取得によるものであります。

なお、営業活動に重大な影響を与えるような固定資産の売却・撤去等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、消費税率の再引き上げ時期の延期や企業収益・雇用環境の改善により、少しずつ個人消費回復への動きが見られますものの、全体として消費環境が好転するまでには時間を要するものと予想されます。

このような環境のもと当社グループでは、お客様にご満足いただける「強いものづくり」に基軸を置き、独自性・複雑性の徹底追求、高品質・高感度な商品作りに引き続き注力すると共に、店頭運営力の更なる向上、生産管理の強化、経費の節減に努め、科学（構造式）をベースに、質の向上（QUALITY UP）を伴った売上高の拡大（POWER UP）に挑戦し、継続的、安定的な業績向上に全力を傾注する所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第65期 平成23年４月～ 平成24年３月	第66期 平成24年４月～ 平成25年３月	第67期 平成25年４月～ 平成26年３月	第68期（当連結会計年度） 平成26年４月～ 平成27年３月
売上高（百万円）	13,658	13,729	13,496	12,769
経常利益（百万円）	1,106	1,334	1,571	1,347
当期純利益（百万円）	605	787	914	780
１株当たり当期純利益（円）	27.68	38.49	47.19	40.41
総資産（百万円）	22,299	22,103	22,550	23,189
純資産（百万円）	18,313	18,316	18,955	19,555

（注） 第68期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ポーン	10百万円	100.0%	テキスタイルの卸売
株式会社エス企画	10	100.0	アパレル用附属品・販促資材の卸売
株式会社キングアパレルサポート	10	100.0	企画・販売・物流並びに事務業務の代行
株式会社プリンスエイジェンシー	10	100.0	サービス関連事業

当社の連結子会社は上記４社であり、持分法適用会社はありません。

当連結会計年度の売上高は、127億69百万円（前期比5.4％減少）となりました。また、経常利益は13億47百万円（前期比14.2％減少）、当期純利益は7億80百万円（前期比14.7％減少）となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル（レディスアパレル、ファッショングッズ）、テキスタイル（プリント服地、無地先染服地）の卸売販売を行っており、製造は当社グループの商品企画に基づき協力メーカー（一部商社経由）に生産を依頼し、それを仕入れております。

(8) 主要な事業所等

会社名	区分	名称	所在地
株式会社キング	当社	東京本社	東京都品川区
		大阪店	大阪府吹田市
		京都本店(登記上の本店)	京都府京都市
株式会社ポーン	子会社	本社(渋谷店)	東京都渋谷区
株式会社エス企画	子会社	本社(東京本社)	東京都品川区
株式会社キングアパレルサポート	子会社	本社(東京本社)	東京都品川区
株式会社プリンスエイジェンシー	子会社	本社(大阪店)	大阪府吹田市

(注) 名称の( )内はグループ内における店舗名称であります。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
241名	11名減	43.3才	14.4年

(注) 上記の他に期中平均 200名の臨時従業員(店頭販売員等)を雇用しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社 三菱東京ＵＦＪ銀行	280百万円
株式会社 京都銀行	100
日本生命保険相互会社	50

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　95,572,000株

(2) 発行済株式の総数　24,771,561株

(3) 株主数　3,846名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大同生命保険株式会社	1,140 千株	5.90 %
キング共栄会	1,107	5.73
一般財団法人山田育英財団	1,037	5.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	930	4.82
株式会社中央倉庫	914	4.73
株式会社京都銀行	842	4.36
有限会社ワイ・エンタープライズ	800	4.14
山田幸雄	731	3.79
日本生命保険相互会社	503	2.61
三井物産株式会社	475	2.46

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式 5,460千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田幸雄	
取締役 専務執行役員	石井修二	管理部門管掌　兼 京都本店長 株式会社プリンスエイジェンシー 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	四反田　孝	企画統轄 兼 東京本社店長
取締役 常務執行役員	堀　武美	アヴェニュー事業部長 兼 営業統轄
取締役	鈴鹿且久	株式会社聖護院八ッ橋総本店 代表取締役社長 京都広告協会理事長 特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長 京都府産業教育振興会会長
常勤監査役	苗村尚志	
監査役	北村茂昭	税理士 北村茂昭税理士事務所所長
監査役	平居新司郎	公認会計士 平居公認会計士事務所所長

(注) 1. 取締役 鈴鹿且久氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 北村茂昭氏、平居新司郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 北村茂昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 平居新司郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　5名　　114百万円（うち社外1名　4百万円）

監査役　3名　　17百万円（うち社外2名　8百万円）

(注) 1. 株主総会の決議（平成19年6月28日）による限度額は、取締役 年額240百万円、監査役 年額45百万円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額27百万円(取締役 5名に対して26百万円、監査役 3名に対して1百万円)が含まれております。
3. 上記以外に使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）49百万円があります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地　　位	氏　　名	他の法人等の兼任状況
取　締　役	鈴　鹿　且　久	株式会社聖護院八ッ橋総本店代表取締役社長、京都広告協会理事長、特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長及び京都府産業教育振興会会長であり、当社と各法人等との間には重要な取引関係はありません。
監　査　役	北　村　茂　昭	北村茂昭税理士事務所所長であり、当社と北村茂昭税理士事務所との間には取引関係はありません。
監　査　役	平　居　新司郎	平居公認会計士事務所所長であり、当社と平居公認会計士事務所との間には取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地　　位	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	鈴　鹿　且　久	当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、主に経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	北　村　茂　昭	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	平　居　新司郎	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に会計士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役、社外監査役の各氏は、当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

20百万円

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

５．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定める。また、その徹底を図るために、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議すると共に、活動推進部門を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ）組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置すると共に、「危機管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、外部環境、海外商品調達、及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

ロ）不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月１回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行うものとする。

ロ）取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めるものとする。

ハ）年度事業計画等経営計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、取締役、監査役、執行役員及び各事業部門長により構成された事業部会議において、原則として月１回各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

ニ）取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を１年としている。なお、当社は、経営意思決定・監督機能と業務執行責任の明確化を図ると共に、その機能の強化・迅速性を実現し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入している。

⑤　当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社は同規程に基づき、子会社の経営成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を行う。

ロ）子会社の損失の危機の管理に関する規程及びその他の体制

当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「危機管理規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を確保する。

ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重すると共に、定期的に行われる関係会社会議等を通しての互いの連携を密にし、事業活動の円滑化を図り効率化を確保する。

ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ全体の取締役及び使用人が法令・定款を遵守するために定める「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図ると共に適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、賃金は、監査役と事前に協議を行い同意を得た上で決定するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ）当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

ロ）当社グループの取締役及び使用人が上記 イ）の報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。

ハ）監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。

ニ）監査役は、会計監査人、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

ホ）監査役の職務執行について生ずる費用等の支払に備え、毎年一定額の予算を設けると共に、監査役が当該費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、職務執行上必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。その旨を「コンプライアンス基本方針」に定め、反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っている。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①　基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付等がなされる場合であっても、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量買付提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主に、① アパレル市場におけるミッシー・ミセスゾーンで長年にわたって培ってきたブランド力、② ベターアップ商品でのクリエーション展開に特化しての高感度・高品質な商品開発力、③ 優れた製品品質とそれを支える技術力、並びに、高い生産性と縫製技術による生産・供給体制、④ 当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、⑤ 充実した教育を受け豊富な販売経験を有する当社のファッション・アドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼等にあり、これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、上記方針に基づき、平成25年５月９日開催の取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組である買収防衛策の導入、変更、継続、廃止及び発動にあたり、株主の意思を法的により明確な形で反映させるべく、平成25年６月27日開催の定時株主総会における株主の承認を条件として当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という）の更新を決議いたしました。

なお、平成25年６月27日開催の当社定時株主総会において「本プラン」につき、当社株主の皆様のご承認をいただいております。

「本プラン」の概要は以下のとおりであります。

本プランの概要

イ）本プランの手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株式等に対する買付等もしくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、買付等を行う者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めるものです。

ロ）新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、対抗措置として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当て（会社法第277条以降に規定される）の方法により割り当てます。

ハ）取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会の判断を経ると共に、株主の皆様に独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、本プラン所定の場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の皆様の意思を確認するよう勧告することがあります。

ニ）本新株予約権の行使等による買付者等への影響

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化される可能性があります。

ホ）対象となる買付等

本プランは下記（ⅰ）または（ⅱ）に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該買付行為を、以下「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）は、予め本プランに定める手続に従うこととします。

（ⅰ） 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付

（ⅱ） 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、本プランは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題として認識しており、利益配分につきましては、安定的かつ業績に見合った配当の継続に努めると共に、内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

安定配当の指標といたしましては、１株当たりの年間基本配当を５円とし、また、業績に見合った配当性向につきましては、連結当期純利益の概ね40%を一つの指標といたします。

内部留保につきましては、高効率の企業体質を作り上げるためのブランド開発、店舗開発等の事業投資を優先しつつ、株主還元としての自己株式取得も含め、中長期的な視点で投資効率の高い活用を検討してまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	（ご参考）前連結会計年度（平成26年3月31日）	当連結会計年度（平成27年3月31日）	科目	（ご参考）前連結会計年度（平成26年3月31日）	当連結会計年度（平成27年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産	11,432	11,912	流動負債	2,817	2,755
現金及び預金	7,403	8,143	支払手形及び買掛金	1,089	981
受取手形及び売掛金	1,633	1,429	短期借入金	380	380
商品	1,959	1,969	未払金	391	389
原材料及び貯蔵品	51	44	未払法人税等	301	329
繰延税金資産	190	141	未払消費税等	53	139
その他	232	208	賞与引当金	349	300
貸倒引当金	△38	△24	役員賞与引当金	31	27
			その他	221	208
固定資産	11,117	11,276	固定負債	777	878
有形固定資産	5,874	5,827	長期借入金	50	50
建物及び構築物	2,009	1,955	繰延税金負債	0	46
土地	3,558	3,558	退職給付に係る負債	239	284
その他	306	312	資産除去債務	101	101
			長期未払金	167	167
			その他	218	229
無形固定資産	47	60	負債合計	3,595	3,634
			（純資産の部）		
投資その他の資産	5,195	5,388	株主資本	18,744	19,145
投資有価証券	1,203	1,483	資本金	2,346	2,346
長期貸付金	12	7	資本剰余金	8,127	8,127
繰延税金資産	35	4	利益剰余金	9,836	10,247
投資不動産	2,454	2,431	自己株式	△1,564	△1,575
差入保証金	760	730			
その他	749	749	その他の包括利益累計額	210	409
貸倒引当金	△21	△18	その他有価証券評価差額金	220	420
			退職給付に係る調整累計額	△10	△10
			純資産合計	18,955	19,555
資産合計	22,550	23,189	負債及び純資産合計	22,550	23,189

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	（ご参考） 前連結会計年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
売上高	**13,496**	**12,769**
売上原価	**5,966**	**5,588**
売上総利益	**7,529**	**7,180**
販売費及び一般管理費	**6,287**	**6,136**
営業利益	**1,242**	**1,043**
営業外収益		
受取利息	16	15
受取配当金	27	29
その他	447	422
営業外収益合計	490	467
営業外費用		
支払利息	4	4
その他	156	159
営業外費用合計	161	163
経常利益	**1,571**	**1,347**
特別利益		
固定資産売却益	3	2
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産除却損	34	23
社会保険料追加負担金	－	28
特別損失合計	34	51
税金等調整前当期純利益	**1,539**	**1,297**
法人税、住民税及び事業税	603	448
法人税等調整額	20	68
法人税等合計	624	517
少数株主損益調整前当期純利益	**914**	**780**
当期純利益	**914**	**780**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成２６年４月１日から平成２７年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,346	8,127	9,836	△1,564	18,744	220	△10	210	18,955
会計方針の変更による累積的影響額			△40		△40			－	△40
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,346	8,127	9,795	△1,564	18,704	220	△10	210	18,914
当期変動額									
剰余金の配当			△328		△328			－	△328
当期純利益			780		780			－	780
自己株式の取得				△11	△11			－	△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－	199	0	199	199
当期変動額合計	－	－	452	△11	440	199	0	199	640
当期末残高	2,346	8,127	10,247	△1,575	19,145	420	△10	409	19,555

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
(1) 連結の範囲に関する事項
①連結子会社の数及び連結子会社の名称
連結子会社は、㈱ポーン、㈱エス企画、㈱キングアパレルサポート及び㈱プリンスエイジェンシーの４社であります。
②非連結子会社
非連結子会社はありません。
(2) 持分法の適用に関する事項
該当する会社はありません。
(3) 会計処理基準に関する事項
①重要な資産の評価基準及び評価方法
イ．有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
ロ．たな卸資産
商　　品
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原　材　料
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯　蔵　品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理額

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が63百万円増加し、利益剰余金が40百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　5,698百万円

(2) 投資不動産の減価償却累計額　134百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額　61百万円

(4) 保証債務

（保証先）	（保証額）	
㈲ドンナ・アール 他29件	26百万円	金融機関借入保証
計	26百万円	

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	24,771,561	－	－	24,771,561

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年５月９日取締役会	普通株式	328	17	平成26年３月31日	平成26年６月12日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月８日取締役会	普通株式	利益剰余金	289	15	平成27年３月31日	平成27年６月11日

５．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に繊維製品の卸売事業を行うために、必要に応じて運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先による金融機関からの借入金の一部に対し債務保証を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて１年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的にしたものであり、返済期限は決算日後１年以内であります。なお、短期借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部と法務審査部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、基準金利に一定の料率を上乗せする金利での借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性を連結売上高の２ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、以下の表には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金及び預金	8,143	8,143	－
(2)受取手形及び売掛金	1,429	1,429	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	1,448	1,448	－
資産計	11,021	11,021	－
(1)支払手形及び買掛金	981	981	－
負債計	981	981	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

①現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金はすべてが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金はすべてが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	34

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	8,143	－	－	－
受取手形及び売掛金	1,429	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	－	－
合計	9,573	－	－	－

６．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

(1) 賃貸等不動産の概要

当社では、東京都及び京都府等において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸駐車場等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

連結貸借対照表計上額 （百万円）			連結決算日における時価（百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,572	△16	3,556	4,312

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．主な変動

増加は、賃貸等不動産の補修によるもの　　34百万円

減少は、賃貸等不動産の減価償却等　　50百万円

３．時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

ただし、重要性が乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

(3) 賃貸等不動産に関する損益

賃貸収益 （百万円）	賃貸費用 （百万円）	差額 （百万円）	その他（売却損益等） （百万円）
367	157	209	－

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,012円 66銭
１株当たり当期純利益	40円 41銭

（注）「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額が、２円10銭減少しております。なお、１株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループが不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３～50年と見積もり、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	101百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	△7百万円
当連結会計年度末残高	101百万円

（その他追加情報）

(1) 社会保険料追加負担金

社会保険料追加負担金は、当社が加入しております京都織物卸商健康保険組合による社会保険料の追加負担に係る費用であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が６百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が26百万円、その他有価証券評価差額金が20百万円それぞれ増加しております。

貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

科目	（ご参考）前事業年度（平成26年3月31日）	当事業年度（平成27年3月31日）	科目	（ご参考）前事業年度（平成26年3月31日）	当事業年度（平成27年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
流動資産	10,085	10,369	流動負債	2,586	2,486
現金及び預金	6,557	7,068	支払手形	219	144
受取手形	0	0	買掛金	734	718
売掛金	1,216	1,026	短期借入金	380	380
商品	1,950	1,963	未払金	518	498
前払費用	60	64	未払費用	47	41
繰延税金資産	170	124	未払法人税等	247	268
未収入金	136	110	未払消費税等	33	79
その他	24	28	賞与引当金	263	224
貸倒引当金	△31	△18	役員賞与引当金	31	27
			その他	111	105
固定資産	11,143	11,308			
有形固定資産	5,871	5,823			
建物	1,994	1,941	固定負債	719	822
構築物	12	11	繰延税金負債	－	45
車両運搬具	17	11	退職給付引当金	223	269
工具、器具及び備品	287	300	資産除去債務	94	94
土地	3,558	3,558	長期未払金	167	167
			長期預り保証金	233	245
			負債合計	3,305	3,308
			（純資産の部）		
無形固定資産	47	60	株主資本	17,702	17,948
ソフトウェア	47	40	資本金	2,346	2,346
その他	0	20	資本剰余金	8,127	8,127
			資本準備金	8,127	8,127
			利益剰余金	8,793	9,051
投資その他の資産	5,225	5,424	利益準備金	587	587
投資有価証券	1,203	1,483	その他利益剰余金	8,206	8,464
関係会社株式	48	48	別途積立金	5,280	6,780
破産更生債権等	11	9	繰越利益剰余金	2,926	1,684
繰延税金資産	30	－	自己株式	△1,564	△1,575
投資不動産	2,454	2,431			
差入保証金	760	730	評価・換算差額等	220	420
その他	738	739	その他有価証券評価差額金	220	420
貸倒引当金	△21	△18	純資産合計	17,922	18,368
資産合計	21,228	21,677	負債及び純資産合計	21,228	21,677

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（単位：百万円）

科　　目	（ご参考） 前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
売上高	11,944	11,437
売上原価	4,892	4,682
売上総利益	7,052	6,754
販売費及び一般管理費	5,990	5,939
営業利益	1,061	815
営業外収益		
受取利息	13	13
受取配当金	1,127	29
その他	427	409
営業外収益合計	1,568	452
営業外費用		
支払利息	3	3
その他	158	162
営業外費用合計	161	165
経常利益	2,468	1,102
特別利益		
固定資産売却益	3	2
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産除却損	34	23
社会保険料追加負担金	－	28
特別損失合計	34	51
税引前当期純利益	2,436	1,052
法人税、住民税及び事業税	523	359
法人税等調整額	19	65
法人税等合計	542	425
当期純利益	1,893	627

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成２６年４月１日から平成２７年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,346	8,127	8,127	587	5,280	2,926	8,793
会計方針の変更による累積的影響額						△40	△40
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,346	8,127	8,127	587	5,280	2,885	8,752
当期変動額							
剰余金の配当			－			△328	△328
別途積立金の積立			－		1,500	△1,500	－
当期純利益			－			627	627
自己株式の取得			－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－				－
当期変動額合計	－	－	－	－	1,500	△1,201	298
当期末残高	2,346	8,127	8,127	587	6,780	1,684	9,051

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,564	17,702	220	220	17,922
会計方針の変更による累積的影響額		△40			△40
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,564	17,661	220	220	17,882
当期変動額					
剰余金の配当		△328		－	△328
別途積立金の積立		－		－	－
当期純利益		627		－	627
自己株式の取得	△11	△11		－	△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	199	199	199
当期変動額合計	△11	287	199	199	486
当期末残高	△1,575	17,948	420	420	18,368

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記
(1) 資産の評価基準及び評価方法
①有価証券
イ.子会社株式
移動平均法による原価法
ロ.その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
②たな卸資産
商　　品
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
(2) 固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
④長期前払費用
定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額を翌事業年度より費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２.会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が63百万円増加し、繰越利益剰余金が40百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短 期 金 銭 債 権	0百万円
短 期 金 銭 債 務	137百万円
長 期 金 銭 債 務	15百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,692百万円

(3) 投資不動産の減価償却累計額　134百万円

(4) 有形固定資産の圧縮記帳額　61百万円

(5) 保証債務

（保証先）	（保証額）	
㈱プリンスエイジェンシー	50百万円	金融機関借入保証
㈲ドンナ・アール　他29件	26百万円	金融機関借入保証
計	76百万円	

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕　　入　　高	196百万円
販売費及び一般管理費	1,235百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,435,678	25,320	－	5,460,998

（注）自己株式の増加25,320株は、単元未満株式の買い取り請求20株、自己株式の取得25,300株によるものであります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	11百万円
賞与引当金	74百万円
未払事業税	10百万円
未払事業所税	3百万円
退職給付引当金	87百万円
長期未払金	54百万円
一括償却資産	1百万円
ゴルフ会員権評価損	0百万円
投資有価証券評価損	76百万円
電話加入権評価損	9百万円
資産除去債務	30百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	392百万円
評価性引当額	△109百万円
繰延税金資産合計	282百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	2百万円
その他有価証券評価差額金	200百万円
繰延税金負債合計	203百万円
繰延税金資産の純額	78百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が25百万円、その他有価証券評価差額金が20百万円それぞれ増加しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

子　会　社

（単位：百万円）

種　類	会社等の名　称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	㈱キングアパレルサポート	所有直接100%	業務委託	企画・販売の事務業務委託	1,023	未払金	121

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
企画・販売の事務業務委託料については、両者協議の上、当該契約により決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　951円 23銭

１株当たり当期純利益　32円 46銭

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の１株当たり純資産額が、２円10銭減少しております。なお、１株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗等の賃貸期間経過後の原状回復義務等及び当社の所有する共用資産の使用後のアスベストの除去に伴い発生する法的義務

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３～50年と見積もり、使用用途及び使用面積に応じた合理的な価格により算出しております。

なお、割引率については影響が軽微であるため、当該算定方法に使用しておりません。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	94百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	△7百万円
当事業年度末残高	94百万円

（その他追加情報）

社会保険料追加負担金

社会保険料追加負担金は、当社が加入しております京都織物卸商健康保険組合による社会保険料の追加負担に係る費用であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

株式会社　キ　ン　グ
　取締役会　御　中

京都監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　　源　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　若　山　聡　満　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社キングの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月14日

株式会社　キ　ン　グ
　取締役会　御　中

京都監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　　源　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　若　山　聡　満　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キングの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月15日

株式会社　キ　ン　グ　監査役会

常勤監査役　苗　村　尚　志　㊞

監　査　役　北　村　茂　昭　㊞

監　査　役　平　居　新司郎　㊞

（注）　監査役北村茂昭及び監査役平居新司郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますが、経営体制の強化を図るため１名増員し取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	山田幸雄（やまだゆきお） （昭和22年９月18日）	昭和49年４月　当社入社 昭和53年３月　当社取締役総合開発部次長 昭和56年１月　当社常務取締役管理本部長 昭和58年10月　当社代表取締役社長 現在に至る	731,546株
2	石井修二（いしいしゅうじ） （昭和23年12月26日）	昭和50年３月　当社入社 平成13年７月　当社総務部長兼情報システム部長 平成14年６月　当社執行役員総務部長兼情報システム部長 平成16年６月　当社取締役管理部門管掌兼総務部長 兼京都本店長 平成19年７月　当社取締役常務執行役員管理部門管掌 兼大阪本社店長兼京都本店長 平成20年３月　株式会社プリンスエイジェンシー代表取締役社長 現在に至る 平成22年６月　株式会社キングアパレルサポート代表取締役社長 平成24年４月　当社取締役常務執行役員管理部門管掌 兼京都本店長 平成26年６月　当社取締役専務執行役員管理部門管掌 兼京都本店長 現在に至る	4,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	四反田（したんだ） 孝（たかし） （昭和27年９月29日）	昭和51年３月　当社入社 平成13年７月　当社第一事業部長 平成14年６月　当社執行役員第一事業部長 平成16年６月　当社取締役第一事業部長兼東京本社店長代行 平成21年４月　当社取締役執行役員ライセンス事業部長 兼企画統轄（東京本社担当） 平成21年６月　当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼企画統轄 平成23年６月　当社取締役常務執行役員ライセンス事業部長 兼ピエッサ事業部長兼企画統轄 兼東京本社店長 平成25年４月　当社取締役常務執行役員企画統轄 兼東京本社店長 平成26年６月　当社取締役専務執行役員企画統轄 兼東京本社店長 現在に至る	10,000株
4	堀（ほり） 武美（たけよし） （昭和31年６月９日）	昭和54年３月　当社入社 平成13年４月　当社アパレル第一事業部東京営業部長 平成18年１月　当社第二事業部長 平成23年６月　当社執行役員アヴェニュー事業部事業部長代行 兼大阪店長代行 平成24年10月　当社執行役員アヴェニュー事業部長兼営業統轄 平成25年６月　当社常務執行役員アヴェニュー事業部長 兼営業統轄 平成26年６月　当社取締役常務執行役員アヴェニュー事業部長 兼営業統轄 現在に至る	6,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	※長島希吉（ながしまきよし） （昭和42年10月29日）	平成２年４月　当社入社 平成24年４月　当社アヴェニュー事業部東京営業部長 平成24年10月　当社ライセンス事業部長 平成25年６月　当社執行役員ライセンス事業部長 現在に至る	4,300株
6	鈴鹿且久（すずかかつひさ） （昭和24年７月27日）	昭和47年４月　株式会社聖護院八ッ橋総本店入社 昭和55年12月　同社代表取締役社長 現在に至る 平成17年５月　社団法人京都府物産協会会長 平成17年６月　当社取締役 現在に至る 平成19年２月　京都八ッ橋商工業協同組合理事長 平成20年６月　京都広告協会理事長 現在に至る 平成22年６月　特定非営利活動法人京都府就労支援事業者機構会長 現在に至る 平成23年７月　京都府産業教育振興会会長 現在に至る	520株

（注）1. ※は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 鈴鹿且久氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 鈴鹿且久氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社聖護院八ッ橋総本店代表取締役社長としての経営者の視点及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。また、同氏が社外取締役に就任されてからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
5. 当社は鈴鹿且久氏との間で、法令の定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役 苗村尚志、平居新司郎の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	苗村尚志（なむらたかし） （昭和28年11月２日）	昭和52年３月　当社入社 平成13年７月　当社財務部長 平成22年６月　当社常勤監査役 現在に至る	11,000株
2	平居新司郎（ひらいしんじろう） （昭和25年８月６日）	昭和51年３月　公認会計士登録 平成２年９月　北斗監査法人（現 仰星監査法人）設立 代表社員就任 平成20年４月　滋賀県　監査委員 現在に至る 平成22年10月　平居公認会計士事務所開設 現在に至る 平成23年６月　当社監査役 現在に至る	5,000株

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 平居新司郎氏は、社外監査役候補者であります。

3. 平居新司郎氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
また、同氏が社外監査役に就任されてからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 当社は平居新司郎氏との間で、法令の定める額を限度に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場　大阪府吹田市豊津町１番７号　当社大阪店　10階ホール

